

## グループホームつばい運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人ピーアイエーが開設するグループホームつばい（以下「事業所」という。）が行う認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）は、要支援2及び要介護者であって認知症の状態にあるものに対し、適切な認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の介護職員は、共同生活住居において、家庭的な環境の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の援助および機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称および所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホームつばい
- (2) 開設年月日 平成13年4月1日
- (3) 所在地 広島市佐伯区坪井三丁目818番地の1
- (4) 電話番号 082-923-8387 FAX番号 082-923-7179
- (5) 管理者名 管理者 斉藤 ひでみ
- (6) 介護保険事業所番号 3470202684

### (職員の職種、員数および職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数および職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）  
管理者は、事業所の職員の管理および業務の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者 1名（常勤兼務）  
計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当する。
- (3) 介護職員  
(日中) ユニットごとに、利用者3人に対し、常勤換算方法で1人以上  
(夜間・深夜) ユニットごとに、夜間・深夜の時間帯を通じて1人以上（宿直勤務を除く）  
※介護従業者のうち1人以上が常勤  
介護職員は、認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する。

### (職員の勤務体制)

第5条 事業所に勤務する職員の体制は、次のとおりとする。

- (1) 日勤（午前8時30分～午後5時） 介護職員 2～3名
- (2) 夜勤（午後4時30分～午前9時） 介護職員 1名

### (認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の利用定員)

第6条 認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の利用定員は、9人とする。

(認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第7条 認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事等の介護
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 機能訓練

(利用料その他の費用の額)

第8条 認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 利用料として利用者の選択に基づき、食材料費、おむつ代、理美容代、その他の費用等利用料を、別表(利用料金表)のとおり支払いを受ける。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名または記名押印を受けることとする。

(入居にあたっての留意事項)

第9条 利用者は入居にあたって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 面会…面会は24時間可能である。来所した際には、受付の面会表に記入する。
- (2) 飲食物の持ち込み…外部からの飲食物の持ち込みは、食品衛生管理上、職員に相談すること。また、のどに詰まるなどの危険があるため、他の入居者に渡さないようにすること。
- (3) 飲酒・喫煙…事業所内での飲酒、喫煙は持ち込みも含め禁止とする。
- (4) 外出、外泊…前もって職員へ連絡すること。
- (5) 禁止事項…当事業所では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止とする。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、消防計画等の防災計画にもとづき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。

- (1) 防火管理者には、医療法人総務課長を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、事業所職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
- (7) その他、必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(職員の服務規律)

第11条 職員は関係法令および諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。

サービスにあたっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入居者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力しあい、能率向上に努力するよう心がけること。

#### (衛生管理)

第12条 入居者の使用する事業所、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒および伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

#### (虐待の防止)

第13条 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く
- 2 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### (身体拘束)

第14条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束は行わない。但し、自傷他傷の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、事業所管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合には、当事業所の管理者がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載するものとする。

当事業所は、身体拘束廃止に向け、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 関係従業者が参加できるケースカンファレンスの実施など、身体拘束廃止のための体制を整える。
- (2) 身体拘束等の必要性（切迫性、非代替性、一時性）を判断するための具体的な手順に従う。
- (3) 身体拘束等の解除の予定日を記載した処遇改善計画の作成、利用者又はその家族への説明を行う。
- (4) 身体拘束等の実施中の経過観察記録の作成及び経過について利用者又は家族への説明を行う。
- (5) 解消後の身体拘束等の妥当性の検証作業の実施及びその記録を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、介護職員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 医療法人ピーアイエーが行う研修会
- (2) 佐伯区保健・医療・福祉推進連絡会議の研修会
- (3) その他の研修

2 職員に対して、職員である期間および事業所職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者、またはそのご家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人ピーアイエーと事業所の管理者との協議にもとづいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

この規程は、平成14年4月1日に改正、施行する。

この規程は、平成15年4月1日に改正、施行する。

この規程は、平成16年4月1日に改正、施行する。

この規程は、平成17年5月13日に改正、施行する。

この規程は、平成19年4月1日に改正、施行する。

この規程は、平成20年4月1日に改正、施行する。

この規程は、平成25年9月1日に改正、施行する。

この規程は、令和元年9月1日に改正、施行する。

この規定は、令和3年4月1日に改正、施行する。

この規定は、令和5年4月1日に改定 施行する。

この規定は、令和7年8月27日に改定 施行する